

新書紹介

日本の行政 活動型官僚制の変貌

村松岐夫 著

中公新書 二百五十八頁 七百四十円

行政のあり様や官僚の生態(?)を描いた本は、書店でよく見かける。それは、暴露本や異文化論、あるいはビジネス小説であたりするのだが、部分的なものを面白おかしく誇張したり、意図を感じさせるものが多い。この著書で一番感心したのは、著者である村松のバランス感覚の良さであった。いや、正確に言えば行政について中立的に書くという事はありえないのだろうから、行政の今のあり方を確認するのに必要な視座を的確に提示している、と言うべきだろう。

行政が積極的な存在である大陸型の行政制度を日本が採用したことなどを挙げ、そこに成立した官僚制を「活動型官僚制」と呼ぶ。試験により能力実証された官僚は、トップまでの道を保証されており、組織への献身と個別省庁への忠誠心を求められる。戦後、省庁間のセクショナリズムは競争として機能し、経済成長

期の日本にはプラスとなつた。しかし、欧米の政策に追いつくという国家目標のなくなった今日においてはセクショナリズムたりするのだが、部分的なものはその逆機能ばかりが目立つて最大動員システムは大部屋主義をとる。これはアメリカのオフスケクショナリズムの最大の原因を、少ないリソース(人員、予算、権限等)を最大動員しようとした結果ではないか、とみる。最大動員とは組織の目標にリソースを最大限利用するということである。具体的にみると、日本の行政は最大動員のためには、分業的な規則はそれほど重視されない。権限の割り振り方は大体でよく、早く大量にやりやすい方式が大原則となる。一方官僚自身は、公務と組織への「無制限・無定額」と言われる忠誠心によって仕事をする。「最大動員システムでは縦の関係において底辺層を動員するためには権限の明確化は邪魔である。上の仕事を下が担当するためには権限の明確化は

人事異動などはみられないことになる。」これに対しても、大部屋主義は、「同室の全員が一方で仕事の分担をするのであるが、他方でお互いに協力しかばーし合う関係にある。そのため、個々の職員の仕事実績を個別に評価していく面がある。このことが、

通し合うことのメリットを生かそうとするのである。横の関係は、明確でなければエネルギーを放出する範囲がわからないことになるので、これは明確にすら。次に、忠誠を明らかにしよる。次に、忠誠を明らかにしよる。次に、忠誠を明らかにしよる。

とになるので、これは明確にす

る。次に、忠誠を明らかにしよ

る。次に、忠誠を明らかにしよ</

なぐ縦割行政の弊害はあると言わなければならない。しかし、この縦割行政の中で生じる中央と地方の部門の間には親密な関係が生まれ、政策コミュニティのようなものが生まれる。そしてこのルートで地方のニーズは中央に伝わり、中央の政策になるという過程が生まれている。さらに地元国議員の激しい陳情が新しい政策を生み出すことを考えると、日本では方が中央を利用している側面があると感じられる。(3) 結局、地方の政策革新を生み出しているのは、地方住民の要求であり、それは選挙で表明される。だから、日本は日本なりの自治がある。これを村松は第一型の自治と呼ぶ。この見方には、自治の原理的な考え方や、その他の実態から異論があるかもしれない。しかし、自治体を巡る個々の考え方をぶつけても、それ程意味のあることは思えない。今の国と自治体のあり方を俯瞰して見てみようという事なのだ。また、村松は最近の自治体の分権化の動きを第二型の自治論と定義する。第二型の自治論とは「主張内容は、権限的には機関委任事務の極小化と地方移管、財源的には起債の自由化と課税権における」。

ける裁量の拡大である。この方向の主張は繰り返し行われてきた。最近の道州制や政令指定都市の懇談会の提唱する「憲章都市構想」にもそれがある。憲章都市構想は、政令市への権限と財源の移管を、一方では法改正により、他方では住民投票で決めよう提案した。自治体の組織形成権もその主張の重要な一部である。一度中央政府による資金を地方に還流するというのでなく、地域ごとの自主力をはじめから確立しようというのである。」そして、この第二型の自治論の意義付けて、「一見同じ分権論でも、かつては分権化と同時に地域間の平等も必要だといった。これは矛盾である。平等をとれば分権はとりにくい。平等論の多かった時代の分権の主張は啓蒙以上にはなかなかいかなかつた。ところが最近の流れにある分権論は、ある程度不均等を認めている点で大胆である。これは都市中心の自治論である。これで不利にならないのは強力財源の自治体である。」と言う。村松は必ずしもこのような分権化の動きに否定的な見解はとつてない。むしろ、政令指定都市に対しては、権限の拡大をさらに進める

べきだと言う。しかし、自治体の権限が拡大すると、これは、市民の政治エネルギーの裏打ちや自治体内部への監査機能の整備が求められることになる。現状をみれば、市民の政治エネルギー云々の前に、市民と行政の関係をどう捉えていくのかを、まず検討すべきだろう。皮肉なことではあるが、市民の政治エネルギーの乏しさがこの議論を顕在化させていないような状況にあるように見える。また、監査機能は規模が大きく複雑になつていて行政活動に対しても、どう実効性をもたらせるのか難しい。

あとがき

臨時行政改革推進審議会の「地方分権の推進」に関する答申を契機に、地方分権をめぐる論議が盛んに行われていますが、これらは、もっぱら行政サイドの観点から事務・権限の配分をめぐって論議がされ、市民主導の影響や住民自治などの現行地方制度の問題点を明確に示していないと思われます。

しかし、今日三代都市圏やブロックの中心都市などの大都市人口は、わが国人口の二分の一を占めるに至り、大都市制度の対象もこれらの総てに拡大し、また、生活の豊かさが求められる新たな段階にあって、豊かな生活を地域で実現することを目指す幸いです。

最後に、「特集一覧」の頁は頁数の関係で、一頁にさせて頂きました。

▲室谷

そこで、本号では、都市をとりまく社会経済状況の変化や都市の行政実態を検討の上、市民生活の視点から大都市制度を見直し、改善されるべき問題を明かにしようとした。

本号が、この目的をどこまで果たせたかはわかりませんが、いずれにせよ、「二十一世紀は

べきだ」と言う。しかし、自治体の権限が拡大すると、これは、市民の政治エネルギーの裏打ちや自治体内部への監査機能の整備が求められることになる。現状をみれば、市民の政治エネルギー云々の前に、市民と行政の関係をどう捉えていくのかを、まず検討すべきだろう。皮肉なことではあるが、市民の政治エネルギーの乏しさがこの議論を顕在化させていないような状況にあるように見える。また、監査機能は規模が大きく複雑になつていて行政活動に対しても、どう実効性をもたらせるのか難しい。

官僚はいかにあるべきかについて、村松は「テクノクラシー」を目指さないテクノクラット」と表現している。分をわきまえる、ということなのだろうが、自身のあり方をあらためて考へる言葉として受けとめたい。時代の転換期に、行政のあり方をあらためて整理するのによい著書である。(なお、村松は、地方自治について「現代政治学叢書十五 地方自治」(東京大学出版会)で詳しく論じている。一読を薦める。)

「調査季報」は職員が自由に意見を発表し討論する行政研究誌です。「行政研究」への投稿も歓迎します。二〇〇字詰五〇枚以内。企画調整室まで(電話六七一二〇二九)。

この「読者のページ」へもど投稿ください。市政、都市問題、自治体問題等、題材は自由。――○○字以内。

▲総務局職員研修所 竹田良雄